

微量採血用穿刺器具不適切使用の調査結果について

1 調査実施までの経緯

本年 4 月に島根県内の診療所において、患者 37 人に同一の針による微量採血器具を複数人に使用していたことが発覚し、因果関係は不明ながらも、うち 21 名が B 型、C 型肝炎ウィルスに感染した恐れが指摘された。この事態を受け厚生労働省は、医療安全に万全を期するため当該器具を使用する可能性のある全国の施設に対し、一斉にその使用実態調査を行うこととした。これを受け中野区においても区内診療所及び区が実施した健診等事業について当該調査を実施した。

2 調査の実施内容等

(1) 調査対象とした器具

微量採血用穿刺器具

※指先に小さな針で傷をつけ、米粒大の血を採る道具（裏面図参照）

針は交換できるが、針の周辺部分は交換できないもの

(2) 調査内容

特定器具 24 品目（1 次調査）、及びその後厚生労働省が追加指定した 6 品目（2 次調査）について、その使用の有無及び使用方法等

(3) 調査期間

平成 20 年 6 月 9 日から平成 20 年 7 月 23 日

(4) 調査方法

郵送等による回答書の提出

3 調査結果

(1) 区内診療所

調査対象施設・・・全 328 施設（回収率 98.8%、未回答 4 施設）

①針を交換せずに複数人に使用していた施設・・・なし

②針は交換していたが周辺部分を交換せずに、
複数人に使用していた不適切使用・・・・・・8 施設

※なお、針は交換していたが周辺部分を交換せずに複数人に使用していた不適切使用による国内での感染報告はない。

(2) 区実施事業

針は交換していたが複数人に使用していたことが認められた事業

- ①平成16年度・・・1件（健康づくり講座）
- ②平成17年度・・・1件（身体のチェックと健康相談）

4 調査結果の公表及び区の対応

- (1) 東京都では7月9日に、施設名、使用器具名、使用時期などについて、都ホームページにより公表した。
 - (2) 中野区では、区ホームページにおいて、調査状況の説明及び相談窓口等の案内を公表前から掲載し、また、不適切な使用があった施設名等については、都のホームページを案内している。
- なお、相談窓口を保健予防分野に設置している。

(参考) 微量採血用穿刺器具

